

法 情 報 学 (第 1 1 回)

弁護士 川 添 圭
kawazoe@kondolaw.jp

I 個人情報保護法における「本人」の関与

1 本人関与の重要性

個人情報保護法の目的＝個人の権利利益の保護（法1）

↓

情報コントロール権としてのプライバシー権確保の必要性

↓

「本人」が最大限当該個人情報の流通に関与することを要請

<本人関与の方法>

最も直接的かつ基本的な本人関与＝事前の本人の同意

→しかし、実務上常に同意を要求するのは非現実的であり、法は、法目的に反しない限度で「同意」以外の本人関与の方法を許容している。

① あらかじめ同意を得ること	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的達成に必要な範囲を超えた取扱い（法16 I, II） ・第三者提供の場合(法23 I)
② 利用目的の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を書面により取得する場合(法18 II)
③ 通知	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を書面以外で取得した場合(法18 I) ・利用目的を変更する場合(法18 III) ・オプトアウトに関する通知(法23 II, III, IV)
④ 公表	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を書面以外で取得した場合(法18 I) ・利用目的を変更する場合(法18 III)
⑤ 容易に知り得る状態に置いていること	<ul style="list-style-type: none"> ・オプトアウトに関する一定の表示(法23 II) ・同表示の変更(法23 III) ・共同利用に関する一定の表示(法22 IV ③)
⑥ 知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)に置いていること	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人データに関する事項の公表等(法24 I)

2 「あらかじめ本人の同意」を得ること

- (1) 定義＝本人の個人情報が個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示

【具体例】（経産省ガイドラインⅡ.1.(10)）

- ・同意する旨を本人から口頭又は書面（電子的方式、磁気的方式等を含む。）で確認すること。
- ・本人が署名又は記名押印した同意する旨の申込書等文書を受領し確認すること。
- ・本人からの同意する旨のメールを受信すること。
- ・本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- ・本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック
- ・本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

- (2) 代理人による意思表示・黙示の同意

① 代理人による同意

参考：「開示」における「代理人」（法29Ⅲ）の範囲（施行令8）

- (a) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (b) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

- ② 黙示の同意＝理論的には黙示の同意も許される余地はあるが、本人の権利利益の保護の見地からは例外的な場合に限り解すべき。

- ③ 包括的同意＝「いかなる用途に利用されても異議を唱えません」等の包括的同意は、立法趣旨を没却するため許されない。

- (3) 「あらかじめ」の起算点＝当該個人情報の取得時

- (4) 事後に同意を得た場合

「あらかじめ」の要件を満たさず違法であるが、事後の同意により瑕疵が治癒されたと考えられる場合が多い。ただし、個人情報取扱事業者が事後の同意を繰り返している場合は、主務大臣による改善命令等の対象になろう。

3 利用目的の「明示」

- (1) 定義＝本人に対しその利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

- (2) 具体例（経産省ガイドラインⅡ.1.(9)）

- ①利用目的を明記した契約書その他の書面を相手方である本人に対し手交し、又は送付すること。（契約約款又は利用条件等の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）中に利用目的条項を記載する場合は、例えば、裏面約款等に記載されている利用目的条項を表面にも記述する等本人が実際に利用目的を目にできるように留意する必

要がある。)

- ②ネットワーク上においては、本人がアクセスした自社のホームページ上、又は本人の端末装置上にその利用目的を明記すること。(ネットワーク上において個人情報取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックする前等にその利用目的(利用目的の内容が示された画面に1回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。)が本人の目にとまるようその配置に留意する必要がある。)

4 利用目的を「本人に通知」すること

- (1) 定義＝本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- (2) 具体例(経産省ガイドラインⅡ1.(7))
- ①面談においては、口頭又はちらし等の文書を渡すこと。
 - ②電話においては、口頭又は自動応答装置等で知らせること。
 - ③隔地者間においては、電子メール、ファックス等により送信すること、又は文書を郵便等で送付すること。
 - ④電話勧誘販売において、勧誘の電話において口頭の方法によること。
 - ⑤電子商取引において、電子メールへの記載の方法によること。

5 利用目的を「公表」すること

- (1) 定義＝広く一般に自己の意思を知らせること(国民一般その他不特定多数の人々が知ることができるように発表すること)をいい、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- (2) 具体例(経産省ガイドラインⅡ1.(8))
- ①自社のホームページへの掲載、自社の店舗・事務所内におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備え置き・配布等
 - ②店舗販売においては、店舗の見やすい場所への掲示によること。
 - ③通信販売においては、通信販売用のパンフレット等への記載によること。

6 「本人が容易に知り得る状態に置いている」こと

- (1) 定義＝本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- (2) 具体例(経産省ガイドラインⅡ1.(11))
- ①ホームページへの掲載等が継続的に行われていること。

- ②事務所の窓口等への掲示，備え付け等が継続的に行われていること。
- ③広く頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っていること。
- ④電子商取引において，ホームページにリンク先を継続的に掲示すること。

7 「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」に置いていること

(1) 定義＝ホームページへの掲載，パンフレットの配布，本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等，本人が知ろうとすれば，知ることができる状態に置くことをいい，常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載，又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが，事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ，内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(2) 具体例（経産省ガイドラインⅡ1.(12)）

- ①問い合わせ窓口を設け，問い合わせがあれば，口頭又は文章で回答できるよう体制を構築しておくこと。
- ②店舗販売において，店舗にパンフレットを備えおくこと。
- ③電子商取引において，問い合わせ先のメールアドレスを明記すること。

Ⅱ 個人情報取扱事業者の義務（1）－「個人情報」の取扱いに関する義務

1 個人情報の利用目的の特定と変更

(1) 利用目的の特定（法15Ⅰ）

① 「できる限り特定」とは（経産省ガイドラインⅡ2.(1)①）

利用目的を単に抽象的，一般的に特定するのではなく，可能な限り具体的に特定するとともに，個々の処理の目的を特定するにとどめるのではなく，あくまで個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを特定する必要がある。

【具体的に利用目的を特定している例】

- (a) 「〇〇事業における商品の発送，関連するアフターサービス，新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用致します。」
- (b) 「ご記入頂いた氏名，住所，電話番号は，名簿として販売することがあります。」
- (c) 情報処理サービスを行っている事業者の場合は，「給与計算処理サービス，宛名印刷サービス，伝票の印刷・発送サービス等の情報処理サービスを業として行うために，委託された個人情報を取り扱います。」のようにすれば利用目的を特定したことになる。

【具体的に利用目的を特定していない例】

- (a) 「当社の事業活動に用いるため」
- (b) 「当社の提供するサービスの向上のため」
- (c) 「当社のマーケティング活動に用いるため」

② その他（経産省ガイドラインⅡ2.(1)①）

- ・あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的においてその旨特定しなければならない。
- ・雇用管理情報の利用目的の特定に当たっても、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、労働者等（個人情報取扱事業者で使用されている労働者、個人情報取扱事業者に使用される労働者になろうとする者及びなろうとした者並びに過去において個人情報取扱事業者で使用されていた者。以下同じ。）本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければならない。

(2) 利用目的の変更（法15Ⅱ）

- ① 利用目的変更の制限＝変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて変更を行ってはならない。

② 「相当の関連性を有する」

個人情報取扱事業者が特定した利用目的からみて、個人が想定することが困難でない程度の関連性を有すること

③ 「合理的に認められる範囲」

社会通念上妥当であると客観的に認識される範囲

→個人情報取扱事業者による恣意的な変更を排除する機能

④ 具体例（経産省ガイドラインⅡ2.(1)②）

「当社の行う〇〇事業における新商品・サービスに関する情報を電子メールにより送信することがあります。」とした利用目的において、「郵便によりお知らせすることがある」旨追加すること。

⑤ 「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超える場合

→変更された利用目的を本人に通知又は公表しなければならない（法18Ⅲ）

2 利用目的による制限

(1) 目的外利用禁止の原則（法16Ⅰ）

例外＝「あらかじめ本人の同意」を得た場合

※同意を得るために個人情報を利用すること（メール送付・電話等）は、当初の利用目的として記載されていない場合でも目的外利用には該当しない。

【具体例】（経産省ガイドラインⅡ2.(1)③）

- ・就職のための履歴書情報をもとに、自社の商品の販売促進のために自社取扱商品のカタログと商品購入申込書を送る場合

(2) 事業承継による取得（法16Ⅱ）

① 立法趣旨

合併・営業譲渡等の事業承継に伴う顧客情報・従業員情報・役員情報等の個人情報が移転することが少なくないが、(a)承継後の個人情報取扱事業者の利用目的が承継前の利用目的と異なる場合、もし新たな利用目的を定めることが可能であるとすれば本人にとって不測の権利利益の侵害のおそれがあるため、承継前の利用目的の制限を引き継ぐとするとともに、(b)合併・営業譲渡の際の個人情報の承継において本人の同意を要求すると、合併等の手続に支障が生じるおそれがあるため、利用目的を変更しない限り、承継後の個人情報取扱事業者が個人情報の取扱いを継続できるものとした。

② M&Aと法16Ⅱ＝「事業を承継することに伴って」の解釈

(3) 目的外利用における同意原則の例外（法16Ⅲ）

① 法令に基づく場合（法16Ⅲ①）

＜法令上強制力を有している場合＞

- ・ 刑訴218（令状による捜査）
- ・ 地方税法72の63（事業税に係る質問検査権）等

＜強制力がない場合＞（経産省ガイドラインⅡ2.(1)⑤ i.)

- ・ 商274の3による親会社の監査役の子会社に対する調査への対応
- ・ 監査特例法2及び証取193の2の規定に基づく財務諸表監査への対応

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法16Ⅲ②）

【具体例】（経産省ガイドラインⅡ2.(1)⑤ ii.)

- ・ 急病その他の事態時に、本人の血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合
- ・ 私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法16Ⅲ③）

【具体例】（経産省ガイドラインⅡ2.(1)⑤ iii.)

- ・ 健康保険組合等が実施する健康診断やがん検診等の保健事業について、精密検査の結果や受診状況等の情報を、健康増進施策の立案や事業の効果の向上を目的として疫学研究又は統計調査のために、個人名を伏せて研究者等に提供する場合
- ・ 不登校や不良行為等児童生徒の問題行動について、児童相談所・学校・医療行為等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の中で当該児童生徒の情報を交換する場合

- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法16Ⅲ④）

【具体例】（経産省ガイドラインⅡ2.(1)⑤iv.）

- ・事業者等が、税務署の職員等の任意調査に対し個人情報を提出する場合
- ・事業者等が警察の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合